

第 711 回

東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて
掲載しています。

令和元年 9 月 13 日（金）

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等をご案内いたします。本日でございますが、報道関係者についてはおりません。傍聴人は 7 名となっております。

それでは、傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

○若年支援課長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

まず、委員の交代についてです。第 4 号、関係行政機関の職員の奥友委員の後任といたしまして、警視庁生活安全部少年非行対策官川西委員でございます。川西委員は、本日も欠席でございます。

次に、現在ご出席いただいております委員の方は 15 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○会長 では、ただいまから第 711 回東京都青少年健全育成審議会を開催いたします。お手元の議事次第に従いまして、議事進行を行ってまいります。

議事の 2、条例に基づく事務の施行経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 条例に基づく事務の施行経過等について説明いたします。次第と書かれております資料の表紙をおめくりいただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。

前回の審議会以降の 8 月 5 日から 9 月 12 日までに実施いたしました、本審議会事務局の動きをまとめたものでございます。前回審議会のご意見を踏まえまして、不健全図書類の指定については 1 誌を指定図書類とすること、2 作品を優良映画として推奨することを決定いたしました。8 月 8 日にプレス発表、店舗及び関係団体等への周知を行い、不健全図書については 8 月 9 日に告示、優良映画については 8 月 14 日に公告いたしました。

また、青少年やその保護者等を対象に、青少年のインターネット利用に伴うさまざまな被害等について、その事例や防止策等について学ぶ「ファミリー e ルール講座」を 10 回開催いたしました。立入調査の結果につきましては、後ほど詳細に説明させていただきます。

次に、本日の審議会に先立ちまして、9 月 4 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施し、本日諮問いたします図書類に関するご意見をいただいております。意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付しております。

また 2 ページから 3 ページには、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績、4 ページには過

去1年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。不健全図書については、過去1年間以内に不健全指定を6回受けた場合に、事業者に対し、勧告をする制度がございしますが、累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の環境浄化活動の8月分の状況でございます。令和元年8月までに委嘱しております協力員は834名です。8月の活動者数は55名、調査店舗数は253店舗でございました。

確認する図書類は、不健全図書として指定した図書類の「不健全指定図書類」、「成人向け」などの成人マーク付きの図書類の「表示図書類」、コンビニなどで販売されている青い半透明のシールで止めることで、青少年が容易に閲覧できない措置がされた小口シール止め誌の「類似図書類」の3種類でございます。この3種類の図書類について、協力員の調査結果をそれぞれ表に示してございます。

まず、不健全図書と指定していた図書類を販売している店舗、こちらについてはございませんでした。次に、表示図書につきましては、不適切に販売されている店舗はございませんでした。類似図書類につきましては、2店舗で区分陳列が適切になされておりました。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗は3店舗ございました。

次に、不健全指定図書に関する通報等に基づく立入調査状況でございますが、今月はございませんでした。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

都の職員による独自の立入調査等の実施状況を記載してございます。

1番目の表、書店等への立入調査では指定図書類の取扱不適切が8店舗、表示図書類の取扱不適切が2店舗ございました。類似図書類につきましては、区分陳列が適切になされていない店舗はございませんでした。

2番目の表、映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査では、表示ソフトの取扱不適切が1店舗ございました。

3番目の表、カラオケボックス、漫画喫茶店の実態調査では、問題のある店舗はございませんでした。

4番目の表、古物商への立入調査では問題のある店舗はございませんでした。

問題がありました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう

指導をいたしてございます。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらは、雑誌・ビデオ類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときは、各自動販売機ごとに管理者を定め、届出をすることとなります。

①は9月1日現在の区市町村別届出箇所・台数一覧でございます。設置箇所数は12箇所、設置台数は39台となっております。先月から2台の増となっております。

こちらですが、7月に報告いたしました設置届を出されていなかった3台ございましたけれども、そのうちの2台につきまして設置届が提出をされたものでございます。

自動販売機立入調査につきましては、7台を調査し、届出表示が不鮮明なものが1台、規制対象物が確認できてなかったものが5台ございました。見えない措置、買えない措置は7台ともなされておりました。

事務の施行経過につきましては、以上でございます。

○会長 説明ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますか。

私の聞き間違いだったらすみません。自動販売機の届出箇所について、設置箇所数は12箇所、設置台数は前月から二つふえて37台ということで、よろしいですね。

○若年支援課長 申し訳ございません。さっき39台と申し上げました。37台です。37が正しいです。申しわけございません。

○会長 ということでよろしいでしょうか。

そのほかにご質問ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、ご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。本日は、不健全図書類の指定についての諮問でございます。よろしく願いいたします。

これからの調査・審議事項は非公開となりますので、委員、事務局職員以外の方はこの段階でご退室をお願いいたします。

(傍聴人退室)

○会長 それでは、再開いたします。

本日の諮問事項につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明いたします。皆様のお手元の資料のうち、調査・審議事項と記載されております資料に沿って、ご説明いたします。

計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

1 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1130号でございます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。

こちらに記載されました図書類は、令和元年7月25日から令和元年8月28日までの間に、都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り、閲覧できる場所に陳列されている中から購入いたしました、計124誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして、指定図書類の候補として選定したものでございます。

番号1、「H&C Comics ihr HertZ Series 270『fill the cream donut』」、令和元年8月15日付で株式会社大洋図書より発行されております。過去1年間の指定はございません。

番号2、「SPコミックス『彼女と僕のいえない秘密』」、令和元年8月16日付で株式会社リイド社より発行されております。過去1年間の指定はございません。

該当箇所につきましては、いずれも「全編大部分」でございます。

該当指定基準は、条例施行規則第15条第2項第一号イ・ロ、「著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害する恐れがあるもの」でございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月4日に自主規制団体から意見を聴取しておりまして、内容を取りまとめてございます。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

当日は、15名の方が出席されました。

番号1、「H&C Comics ihr HertZ Series 270『fill the cream donut』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が13名です。その主な内容は、「風俗店で出会った見知らぬパートナーとの純愛がベースになっている作品。BL 作品によく見受けられる人格否定を伴った暴力、脅迫シーンもなく、また該当するページも多くはない印象がある。ただ、性器の露出部分の修整が全くと言っていいほどなされておらず、その形状も血管等まで細部にわたって表現されており、大変生々しい。体液描写も激しい。指

定やむなし。」などがございます。

「指定非該当」の意見の方はおらず、「保留」の方が2名おられました。

4ページをご覧いただきたいと存じます。

番号2、「SPコミックス『彼女と僕のいえない秘密』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が6名です。その主な内容は、「性交シーンが多く体液、精液の描写も激しい。性器については消し、ボカシを施しているが、描き方が大胆すぎるのが卑わい感を増している。指定該当」などがございます。

「指定非該当」の方は8名でございます。その主な内容は、「修整は白抜きで充分消されている。性的行為を露骨に描写しているが、卑わいな感じがしない。指定非該当」などがございます。なお、「保留」の方が1名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問等ございますか。

(「なし」の声あり)

○会長 では、特にないようでございますので、調査に入っていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(図書審査)

○会長 では、各委員の皆様から意見をお伺いしてまいります。

A委員、お願いいたします。

○A委員 1誌目のほうは、これはもう指定やむなしでお願いします。自主規制団体の意見にあるように、性器の修整がほとんどできていないということです。

2誌目なんですけども、これは確かに修整は非常にきっちりできていて、性器などはほとんどわからないようになっているのですが、セックスシーンが結構あるのと、SM的なシーンがあるのを踏まえて、指定したほうがいだろうということで、両方とも指定該当でお願いします。

○会長 ありがとうございます。

では次に、D委員お願いします。

○D委員 はい。2誌とも成人向け図書だと思います。

この自主規制団体からの聴き取り調査で、この2誌目において「指定非該当」という方の

ほうが「指定該当」と「保留」よりも多いという結果になっています。この一つ一つのコメントを拝見いたしますと、修整がきちんとなされているというふうに書いてあります。

ただ、修整が全くなされていないものは多分日本国の法律では、別の法律で捕まっちゃうんじゃないのかなと。修整のありなしを私たちはチェックをしているのではなくて、これを見た印象が、青少年に対して健全な育成を阻害するかどうかということなので、修整のありなしは一つの項目ではあるけれども、修整してあるからいいということではないということ、私は感じました。以上です。

○会長 ありがとうございます。

では次に、山本委員。

○山本委員 はい。1誌目については、これは本当に性器の修整がほとんどされていないといったところがはっきりしてますので、これは指定該当と思います。

あと、問題は2誌目なんですけれども、確かにストーリー性もあると。性器も修整はされているというふうには言えるところはあるんですけれども、全裸での性行為、性描写が多い。また、強制的性交的な場面といったところも中にありますので、これは青少年の健全な育成という観点からすると、指定はやむなしだと思います。以上です。

○会長 では次に、I委員お願いします。

○I委員 はい。私も、2誌とも指定やむなしでお願いいたします。

1誌目は、皆さんおっしゃってるように、とにかく性描写が激しいということと、書き方の甘さ、消しが甘いということです。

2誌目は、確かに1誌目と比べると、絵画的にもきれいな線かもしれませんが、やはりD委員と同じように、青少年の健全育成の観点から見れば、これは指定やむなしだと思います。以上です。

○会長 では次、G委員。

○G委員 1誌目のほうは、皆さんと同じで私も指定該当と思っているんですけれども、2誌目のほうは正直非常に難しいと思っております。

私は、こういうたぐいの書物というのをふだん余り読みませんので、正直ここに上がってくるもので、私は全て卑わい感を感じてしまうんですね。自分の感覚的には、個人的には、そして子供を育てる母としては、全て指定になるべくものなんではないかと思うくらいの感覚があるんですけれども、自分の感覚ではなくて、ここに書いてくださっているいろんなご

意見を見ていると、ふだんさまざまな書物を恐らく読んでらっしゃる団体の方達が、これに関してさまざまなそのご意見の中で、卑わい感がないと感じられている方が多いということが、すごく自分の中で一つ引っかかっているところです。

今回、団体の聴き取りの結果というところを見て、今回ちょっと指定非該当でお願いしたいと思っております。

○会長 ありがとうございます。

では次に、H委員。

○H委員 私も1誌目のほうは、やはり指定該当だと思います。先ほどのご意見もありましたけれども、修整がないのに等しいという、性描写のシーンがあまりにも多いというところで、指定該当と思います。

それから2誌目のほうなんですけれども、絵はとってもきれいなんですけれども、やはりテーマ的にちょっと厳しいのかなと思いますので、指定該当でお願いします。

○会長 はい、ありがとうございます。

では次に、小澤委員。

○小澤委員 2誌とも指定該当でお願いします。

1誌目のほうは、ご指摘がありましたとおり、性器の消しが不完全ということで、修整がないに等しいというところで指定該当と考えております。

2誌目ですけれども、こちらも全体的に性描写が多く、またストーリーの中で拘束とか支配などがあり、やはり青少年という観点で見ると指定該当だと考えております。

○会長 では次に、森山委員。

○森山委員 2誌とも指定、区分陳列をお願いしたいと思います。

1誌目は、性器の修整が不十分であること。

2誌目のほうは性交シーン等が多くて、卑わい感が強いと思いますので、2誌とも区分陳列をしていただきたいと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、C委員。

○C委員 2誌とも指定該当だと思います。

○会長 では次に、B委員。

○B委員 1誌目は皆さんと同じ意見です。内容的にも修整的にも指定該当やむなしと思いま

す。

2誌目に関しては、半数以上が指定非該当という聴き取りの結果もありますけども、実際、年ごろの娘もいまして、これ読んでたら、読みたいと言って普通に手に取れるって考えたら、やっぱりとめます。区分陳列でお願いしたいです。

○会長 では次に、E委員。

○E委員 まず1誌目については、皆さんと同じで性器の消しが不完全というか、ほぼ消されてないという部分がまず一番大きなところで、指定該当ということでお願いします。

2誌目のほうなんですけど、多分これオムニバスっていうんですかね。1編1編が短編になってるということの特徴なんだと思うんですけど、毎回性行為を入れないと成り立たないという、特性が多分あるんだと思うんですけど。そのところがなかなか難しいよなというところで。じゃあ、これが全部ストーリーになっていて、きちんとした恋愛のものだったら大丈夫だったのかとかっていうのは、すごく考えてはしまうところだったんですが。これが普通に置いてあって青少年が何気なく取れるところにあっていいのかなというところで考えると、やっぱり指定やむなしですかね。やっぱりちょっと考えたほうがいいのかと思います。以上です。

○会長 はい、ありがとうございます。

次に、西尾委員。

○西尾委員 1誌目については、もうこれは皆さんと同じように、性器の修整がなされていないに等しいということで、指定該当だと思います。

2誌目はやっぱりちょっと悩むところではあるんですが、今まで見てきたものの中でも、かなりしっかりと修整が効いているという印象があります。

そうなってくると、比較論で何か該当じゃなくてもいいのかなと思うところもあるんですが、ただ、先ほど複数の委員の方おっしゃっていたとおり、これを青少年の目に触れさせたいかどうかという観点からすると、やっぱり触れさせたくないというところでは、指定該当やむなしと思います。2誌とも指定該当でお願いします。

○会長 では次、F委員。

○F委員 最初の『fill the cream donut』というのは、あとがきのところで読みますと「それなりに自分は考えてこうつくった」と書いてあるんですけども、やはり皆さん言われるように、性器が強調してあり、男性器を2本の線とか3本の線で消したりするぐらいでは、性

器だとわかるわけですね。それから、性の対象としての肛門の形とかです、露骨な性器の描写があって、刑法 175 条（わいせつ物頒布罪）で、コミックが引っかかることはあんまりないんですけども、性交、性器をそのまま描くということは、やはり今の法律に触れる可能性もあるんです。これは自主規制団体の全員がほぼ区分陳列に賛成で、反対が 0 だった理由でもあるんですね。

もう一つ『彼女と僕のいえない秘密』、これは確かに D 委員がおっしゃったように、性器の消しは一つの判断材料であって、性器だけ消してあればいいのかというところがあると思うんです。これは性器は消してあるけども、性行為の姿態、性行為の非常に生々しい形が、絵が上手なもんだからそのままなんです。性器だけは消えてるけども、シーンとしては男女の性行為のさまざまなその体位がそのままわかってしまって、それで擬音も非常に多く書かれています。その辺を考えると、やはり、性的に未成熟な青少年にこれを見せた場合、ある種の興奮度とか考えますと、これはやはり区分陳列が妥当だというふうに判断いたします。

自主規制団体では、賛成が 6 で反対は 8 だというのは、編集者とか作家からすれば、修整がここまでなされてるのは一つの配慮ではないのかという立場だと思うんですけども、配慮はされてても、それでも区分陳列の対象ではないのかというのが率直な感想です。

ですから、2 冊とも区分陳列でお願いしたいと思います。

○会長 はい。

では、会長代理。

○会長代理 2 誌とも指定該当でお願いします。

1 誌目は、非常にたくさん露骨な性器の描写ありましたので、指定該当だと思います。

2 誌目については、確かに団体からの意見で慎重意見がかなりありましたけれども、子供に見せられるものかという点で考えて、やはり卑わい感があるということで、指定やむなしと思います。

○会長 はい、ありがとうございます。

では、最後に私の意見ですが、1 誌目はやはりほとんど、ほとんどというか、全く性器の修整がなく、性器描写がそのまま表れているという点で指定該当でお願いしたいと思います。

2 誌目につきましては、先ほどから私も施行規則を読みながら、やはり判断基準としては、性器が描写されてるか、修整がされてるか、されてないか、そこだけが私たちの論点ではないと思います。この中で、一つ気になったのが拘束具を使った性的行為が露骨に描写されて

いる。そういうことを全てひっくるめて見ると、やはり性行為の描写が青少年にはふさわしくないと思いました。したがって、区分陳列でお願いしたいと思います。

以上で、皆様のご意見を伺ったところで、追加のご意見等がなければ、2誌とも「指定該当」ということで答申をしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○会長 はい。では、そのように答申させていただきます。

では、以上で諮問事項は終わりましたので、事務局から他に何かございますか。

○若年支援課長 調査・審議事項の12ページをご覧いただきたいと存じます。

都民の申出の8月処理分でございます。

メールによるものが16件ございまして、いずれも不健全図書指定に関するもので、前回ご紹介させていただきました同じ図書類に関するものでございます。匿名での申出ですが、内容等から考えますと同一の方からの申し出と推測されるものでございます。本件についても、前回同様条例施行規則第15条に定める不健全図書類の基準に該当しないと判断をしております。

ご意見、ご質問ございましたら、お伺いしたいと存じます。いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

都民の申出は以上でございます。

続きまして、次回の審議会に諮問予定の映画が2本ございますので、ご案内させていただきます。

1本目でございます。作品名が『誰もが愛しいチャンピオン』でございます。1回目の試写会が9月19日午後1時から、2回目の試写会が10月1日午後3時30分から。試写会場は、東京都中央区築地四丁目にございます松竹試写室でございます。なお、本作品の原題が「CHAMPIONS」でございまして、映画会社より邦題については発表前ということでございまして、恐れ入りますが第1回目の試写会まで情報の取り扱いにご留意をというお願いがございました。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、2本目でございます。作品名は『人生、ただいま修行中』でございます。試写会は9月27日午後3時30分から、試写会場は中央区京橋一丁目にございます京橋テアトル試写室でございます。なお、映画会社から、開始前にマスコミの出入が激しくなることが予想されるということで、開始15分前、午後3時15分までにはお越しいただきたいとのお

願いがございました。なにとぞよろしくお願い申し上げます。

また、いずれもご都合がつかない場合には DVD での視聴も可能でございます。DVD をご希望の方は、後日お送りいたしますので、お配りしております調査票にてお申し込みいただければと存じます。

事務局からは以上でございます。

○会長 本日の調査・審議事項につきまして、全体を通して何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○会長 それでは、以上で調査・審議事項は終了といたします。

傍聴人の方が再入室されるため、図書名がわかる資料はしまってくださいよう、お願いいたします。

(傍聴人入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。

事務局からご説明をお願いします。

○若年支援課長 まず、本日の審議ですが、不健全図書 2 誌について諮問を行い、2 誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第 8 条第 1 項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

不健全図書の告示予定日は令和元年 9 月 19 日、プレス発表は告示日前日の令和元年 9 月 18 日となります。告示日もしくは告示日の前日まで、不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう重ねてお願い申し上げます。

最後に次回の審議会についてご案内いたします。

次回は令和元年 10 月 15 日の 15 時 30 分からとなります。以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。

委員の皆様、ありがとうございました。

午後 4 時 15 分閉会